

第三者評価の公表事項

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK2021032
SK2021033
06-6b

③施設名等

名 称：	陽清学園
施設長氏名：	津谷 正毅
定 員：	42 名
所在地(都道府県)：	秋田県
所在地(市町村以下)：	北秋田市七日市字家向46-1
T E L：	0186-66-2104
U R L：	https://youseigakuen.syarasoujyu.com/
【施設の概要】	
開設年月日	昭和30年4月1日
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 県北報公会
職員数 常勤職員：	31 名
職員数 非常勤職員：	11 名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	11 名
有資格職員の名称（イ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（ウ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（エ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	4 名
施設設備の概要（ア）居室数：	
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

■理念■

私たちは乳幼児、児童、障害者等に対して提供する福祉サービスにおいて、お客様の声に真摯に耳を傾け一人一人のニーズに沿った支援を提供します。
更に地域における社会福祉法人の存在意義を自覚し、地域の人々や関係機関と協力し、世代や分野を超えたつながりを通じて、地域共生社会の実現に向けて永続的な福祉事業を展開していきます。

■基本方針■

- ・私たちは、法令を遵守します。
- ・福祉サービス事業者として地域社会、関係機関と連携し地域のニーズの掘り起こし、支援に努めます。
- ・利用者及び地域の皆様へ法人の情報を発信し開かれた法人運営をします
- ・更に必要とされるニーズの変化に対応し、サービスの継続的改善に努めます。
- ・高度な技術と専門性を身につけるために、自己啓発と研修に努め福祉サービスを提供します。

⑤施設の特徴的な取組

- ・職員の資質向上へ向けた各種研修、学習会の開催を積極的に行っている。
- ・毎年重点目標を設定し、チームでその目標達成のための取り組みを行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア） 契約日（開始日）	令和6年7月9日
評価実施期間（イ） 評価結果確定日	令和7年1月17日
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度

⑦総評

<特に評価の高い点>

- ・経営や養育・支援に関する中長期計画は法人主体で、ほぼ5年ごとにそれまでの計画を総括し、課題とビジョンを明確にして策定されている。施設では毎年策定される「福祉支援計画書」に、今後5か年の事業予定が記載され、職員に周知が図られている。
- ・養育・支援の質の向上に向けた取り組みについて、自己評価を毎年実施し、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題を明確にして業務改善に繋げている。職員を6つのチームに編成して取り組み、結果を管理職を交えた職員会議で検討して職員間での共有化を図っている。第三者評価も同様のシステムで行われている。
- ・子どもを尊重した養育・支援の実施について、「業務支援マニュアル」に「倫理綱領」「10の基本原則」「人権の尊重に基づく行動規範」を示し、「倫理綱領」については、職員会議で職員が輪番に条項を解釈した内容を発表することで周知を図っている。また、「人権擁護の自己チェックリスト票」を使用し、人権擁護と虐待防止に努めている。
- ・子どもが安定した社会生活を送ることができるような取り組みについて、社会生活のスキルを身につけるため、進路相談をきっかけに公共交通機関の利用体験を行うなど、退所後の生活希望に沿った体験を行っている。中高生が退所後の目標を定め、自分になりたいものに向かって進めるように情報提供したりして支援している。
- ・家族との信頼関係づくりについては、家庭支援専門相談員が中心となり、児童相談所や学校等の関係機関と協力して家族との信頼関係づくりに努めている。施設内に家族交流棟があり、個別の状況に応じて面会や外出と合わせて宿泊を行うことができ、家族との信頼関係の構築を図っている。

<改善が求められる点>

- ・福祉人材の確保については、法人の中長期計画に「人材育成・確保」を第1に掲げ法人全体で取り組んでいる。リクルート委員会が組織され、具体的な求人活動もされているが、十分な成果には至っていない。今後は、具体的な求人の数値目標を定め、求人活動と合わせニーズにあった受け入れ環境の整備等総合的な対策を計画的に法人一体となって取り組むことが期待される。
- ・子どもの養育・支援の開始にあたって、施設が行う養育・支援の内容に関する説明と子どもや保護者等の同意を得るまでの過程の記録を整備することが期待される。
- ・スーパービジョン及び感染症の予防や健康管理等医療に関する研修について、更なる職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組むべく、研修計画に盛り込むなど、定期的な学習の機会を設け実施することが期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

自己評価でできていると判断した部分が、受審結果では不十分だとわかった項目がありました。外部から指摘をいただくことで、「これでいいだろう」という意識で支援していたことに気づかされます。こういった指摘を園全体で改善することが、結果的に子どもへのより良いサービス提供につながると考えております。

取り組むべき項目が多岐にわたりますが、優先順位を決め改善を進めてまいります。具体的には、「子どもとその保護者への支援に関する説明が十分になされていない」という指摘を受けましたので、口頭での確認に加え、文章を用いて支援内容やその結果についてより理解してもらえるよう早急に取り組んでまいります。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。 理念・基本方針は、ホームページや法人パンフレットに掲載されている。中長期計画や事業計画にも掲載され広く周知が図られている。子どもたちが暮らす各寮にも額に入れて掲示し、周知されている。また、毎年策定される各施設の「福祉支援計画書」（各年の具体的な事業が掲載されている。）にも掲載され、全職員に配布し、職員会議等で周知を図っている。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 国や県の動向については、インターネットで情報収集を図る他県主催の施設長会議や秋田県児童養護施設協議会等に参加して把握に努めている。地域のニーズの把握については、市の要保護児童対策地域協議会に参加し情報交換するほか、毎年行われる民生児童委員の施設見学等の機会に情報収集している。施設長は、法人のマネジメントレビューに出席し、施設経営を取り巻く環境や経営状況の分析に努めている。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 中長期計画（第9次法人総合計画）はそれまでの計画を総括し課題を明確にして策定されている。経営状況や課題は、法人の運営会議で協議され、施設のマネジメントレビューを経て、職員会議等で職員に周知され、職員の総意で課題の解決・改善の取り組みを行っている。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。 中長期計画は法人主体で、ほぼ5年ごとにそれまでの計画を総括し、課題とビジョンを明確にして策定されている。数値目標、施設整備計画等は、県の推進計画にリンクして改正される。施設では毎年策定される「福祉支援計画書」に、今後5か年の事業予定が記載され、職員に周知が図られている。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。 従来から法人で行っているISOの仕組みを踏襲し、法人では中長期計画に沿って総括的な単年度事業計画を策定している。施設では法人の事業計画を踏まえて、具体的な事業内容を記載した「福祉支援計画書」を策定し事業計画としている。「福祉支援計画書」には理念・基本方針、中長期計画の概要、組織体制、重点目標、行事計画のほかに、自立支援、学習支援、家庭支援等の内容が具体的に示され、業務遂行マニュアル的な内容で職員に周知されている。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 施設の事業計画は、「福祉支援サービスマニュアル」に沿って、評価、見直しがされる仕組みとなっている。毎年度6月・9月の職員会議で進捗状況の確認と見直しが検討され、2月の「施設マネジメントレビュー」で評価し、職員会議を経て、次年度の事業計画策定に反映されている。	
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。 事業計画は、保護者には園だよりを個々に送り周知を図っている。また、子どもには、事業計画の主な内容にふり仮名をふり分かりやすく工夫した資料を作成し施設長が年度初めの児童自治会で説明している他、各寮にラミネート加工したダイジェスト版を掲示し周知を図っている。	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 第三者評価受審のない年でも毎年自己評価を行い、施設運営や養育・支援の内容について決められた手順で年2回進捗状況を把握している。第三者評価についても「第三者評価改善委員会」で分析して次年度の改善点を可視化することで質の向上を目指す取り組みをしている。また、職員会議や支援会議で分析・検討した結果を話し合い、PDCAサイクルにより組織的な改善策に繋げている。	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。 自己評価を毎年実施し、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題を明確にして業務改善に繋げている。職員を6つのチームに編成して取り組み、結果を管理職を交えた職員会議で検討して職員間での共有化を図っている。ISOのマネジメントレビューの方法を取り入れ、第三者評価も同様のシステムで行われている。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 施設長は、「働きやすい職場づくり」を標榜して自らの役割と責任を年度初めの職員会議で職員に表明している他、園だよりを通じて保護者や子どもたちにも説明している。また、「福祉支援計画書」に、責任体制及び運営体系図が示され施設長の責任が明確にされている他有事の時や不在時の権限委任についても明確化されている。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。 施設長は、全国児童養護施設長研究協議会に出席して法の改正事項や国の動向等を把握している。また県主催の会議や東北ブロック役員会等に出席して遵守すべき法令等を把握し、法令順守の理解に取り組んでいる。職員には、職員会議や朝の打ち合わせ会の場で情報提供して法令遵守の周知を図っている。	

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。 職員の資質向上には意欲的に取り組んでおり、「福祉支援計画書」に「陽清学園研修実施規定」を掲載し職員に周知を図っている。年度当初の職員会議で希望を募り、計画にない研修でも希望があれば対応する仕組みを作っている。また、自らも研修に参加して自己研鑽に努めている。さらに、職員の養育スキルアップによる福祉サービスの質の向上を図るための「福祉QC」活動を実践し、法人内の事例発表会や全国発表大会に参加するなど継続した取り組みを行い、リーダーシップを発揮している。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。 毎月開催される施設長会議に出席して法人の経営方針を確認して職員会議を開催し、経営改善や働きやすい環境整備等業務の実効性を高める取り組みにリーダーシップを発揮している。職員との個人面談も年2回行い、職員の意向確認をして働きやすい職場づくりに努めている。また、人材確保については、法人リクルート委員会の職員を中心にハローワークや求人サイト「こっちゃけ」を活用した求人にも指導力を発揮している。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 法人の中長期計画に「人材育成・確保」を第1に掲げ法人全体で取り組んでいる。単年度事業計画でも、運営管理の要点として「人材育成・人材配置」「人材確保（リクルート活動）」の目標に向けて取り組んでいる。各施設から委員を選抜してリクルート委員会を組織し協議しており意見集約はできていて具体的な求人活動もしているが、福祉人材の確保は十分な成果には至っていない。また、人材育成では「陽清学園研修実施規定」を定めきめ細かい取り組みをしている。今後は、具体的な求人の数値目標を定め、求人活動と合わせニーズにあった受け入れ環境の整備等総合的な対策を計画的に法人一体となって取り組むことが期待される。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 「期待する職員像」等については「陽清学園研修実施規定」で明確に示され、職員に配布される「福祉支援計画書」により周知されている。また、人事評価については「社会福祉法人県北報公会人事評価」により具体的・明確に確立され毎年適正に行われている。しかし、人事の昇格基準に関しては明確に定められておらず、今後は内規等で職階にある程度基準を持たせる等職員のモチベーション維持を図ることが期待される。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 施設長は、定期的に職員の有給休暇の取得日数を把握し職員に取得を推奨している。年度初めにそれぞれの事情を聴取し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した配置とすることで働きやすい職場づくりの取り組みを行っている。また、職員互助会が組織され総合的な福利厚生を実施している。 今後は、福祉人材の定着の観点から、職員の意向をより職場づくりに反映し、必要に応じ具体的な改善策を示すことで、職場環境の更なる充実を図ることを期待する。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。 施設としての「期待する職員像」を明確に示している。目標管理の仕組みについては、「目標管理シート」(DO-CAPシート)を使用し「成果」「取り組み姿勢・意欲」「業務遂行能力」の視点から評価を行うシステムになっている。前期・後期の年2回個別面接を行い、一人ひとりが設定した目標の進捗状況等の確認を行っている。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 職員の教育・研修に関しては「陽清学園研修実施規定」を策定し基本方針を職員に周知している。研修担当職員が職員の意見を反映させ年度毎の研修計画を作成して、当該年度の反省を踏まえ次年度計画を作成している。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。 「陽清学園研修実施規定」により、職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されるよう体系化されている。福祉サービス目標達成における個々の役割と貢献を「目標管理シート」等で把握し、それをもとに、6つの育成段階に体系化し、研修領域を8つに分類し研修計画を策定している。スーパービジョンについても体制は確立されているが、時間的制約もあって個別にはできていない。毎月実施のケースカンファレンスにおいて、必ず助言者を配置する等工夫されているが、今後は、更なる職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組むことが期待される。		

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。 「実習生受け入れマニュアル」が整備されていて、毎年実習生を受け入れている。指導資格のある職員を担当者に配置し、要請のあった学校と綿密に打ち合わせをしてプログラムを作成し実施している。指導者に対する研修については、養成学校主催で行われる指導者を対象にしたフォローアップ研修に参加してスキルアップを図っている。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。 ホームページに法人の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算報告を掲載し公開している。第三者評価の受審結果や苦情・相談体制や内容、改善・対応の状況についても公開している。保護者や関係機関には、行事や活動状況、基本方針等を掲載した園だよりを配布し施設の日常を公開している。また、毎年4月に学園主催で小学校、中学校とそれぞれ情報交換会を開催し取り組みを審らかにしている。		
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 会計は「経理規定」が定められており、公正かつ透明性の高い適正な経営のための取組が行われている。職務分掌で施設長が会計責任者となっている。法人の監事による内部監査は定期的実施され、また、県による監査も定期的に受け内容を情報公開している。外部の公認会計士から毎月会計と経営状況について指導・助言などの専門的な支援を受けている。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 地域との関わりについての基本的な考え方は理念、基本方針に示している。 子どもたちは市子ども会のイベントや地域の行事に参加し、職員もボランティアとして支援している。また、中学校のクラブ活動で生徒が遠征する場合の送迎に施設のバスを使用するなど地域との連携を緊密にしている。 交通不便地であるため小学生以下は職員が同伴しての外出となるが、中学生以上は個々の子どものニーズに応じて外出しやすいように支援している。		

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。 受け入れについての基本姿勢は「ボランティア受け入れマニュアル」に示しており、受け入れについてはホームページに掲載している。 マニュアルには、受付から受け入れまでの手続き、事前説明に関する事項等が記載されている。 活動当日はボランティア活動の確認書、個人情報保護に関する誓約書を提出させ、担当職員の下で活動している。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 社会資源のリストが作成されており、職員間で情報共有が図られている。また、各寮に地域の社会資源が記載された市内マップが掲示され、情報が共有されている。 定期的に関係機関との連絡協議会、学校との情報交換会を開催し連携を図っている。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。 要保護児童対策地域協議会等の会議への出席、小中学校、民生児童委員、地域の有識者等で構成する「見守り委員会」の開催や認定こども園との会合で、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 また、「子育て相談電話」を通じて地域住民の相談に応じる機能を有している。	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。 「子育て相談電話」を設置し地域の子育て相談を受けている。 法人の地域福祉委員会が実施する高齢者を対象とした「地域サロン」への参加、一人暮らし高齢者世帯支援活動、配食サービスへの協力をしている。また、災害時の緊急避難場所になっており、災害時は法人が一体となって地域住民を支援する体制となっている。	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。 「業務支援マニュアル」に「倫理綱領」「10の基本原則」「人権の尊重に基づく行動規範」を示し、子どもの入所から退所までの項目ごとに養育・支援に当たる標準的な手順が示されている。 「倫理綱領」は、職員会議で職員が輪番に条項を解釈した内容を発表することで周知を図っている。 また、全国児童養護施設協議会の「人権擁護の自己チェックリスト票」を使用し、人権擁護と虐待防止に努めている。	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。 「プライバシー保護規程」が整備されており、職員への周知を徹底している。 以前から施設の方針として「小規模で家庭的な生活」を掲げており、中学生以上を原則個室にしているほか、風呂も個別に入ること、日常会話や掲示物等は個人情報が出ないようにする等プライバシーへの配慮を具体的に実践している。 プライバシー保護の実施状況については、年2回状況を確認し必要があれば見直すこととしている。	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。 入所予定の子どもや保護者等には施設の理念や基本方針を説明するとともに、施設での生活をわかりやすく紹介した資料を使って、日常の暮らしのこと、行事のこと、学校生活のこと等をていねいに説明している。 見学等の希望についても、要望があった時には対応できるような体制になっている。 子どもや保護者等に対する情報提供の内容については、年1回見直している。	

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	c
養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。 養育・支援の開始にあたっては、子どもや保護者等との面談時に施設での生活環境、教育環境等の資料を使うことで、理解の促進を図っている。 1か月の経過観察を経て、児童相談所からの資料と照らし合わせながら施設が作成した「社会成熟度表」を使用して子どもと話し合い、施設が行う養育・支援の内容について理解するための機会を設けている。 今後は、施設が行う養育・支援の内容に関する説明と子どもや保護者等の同意を得るまでの過程の記録の様式を作成し整備することが期待される。	
③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。 他施設や家庭への復帰の際は「退園のマニュアル」に沿って必要な書類を準備し、児童相談所と緊密に連携している。 アフターケアの必要な子どもや保護者とは必要なケアについて話し合い、施設様式の「アフターケア実施同意書」を作成し、署名押印を得て実施している。 また、退所後の相談窓口として「アフターケア責任者」を専任し、アフターケアを実施した場合は「アフターケア実施報告書」を作成して情報共有している。 今後は、施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者を記載した文書を渡すことが期待される。	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。 寮長が児童自治会での子どもたちの意見をまとめ、施設で集約し対応する仕組みとなっている。 また、年2回面接をしながら子どもの人権やプライバシー等に関する「もっと・ホットアンケート」、食事に関する「食事アンケート」を実施し子どもたちの満足度を調査している。 アンケートの結果については、生活委員会で分析して職員間で共有し、処遇改善に努めている。	

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。 苦情の受付から処理については「福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」に定められている。また、「業務支援マニュアル」に「要望・苦情解決の手順」を定め、職員に周知して適切に対応している。 苦情を受け付けた場合は、年3回開催される「苦情解決委員会」で対応を協議し、ホームページや法人広報で件数・内容を公開している。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。 相談や意見に関する仕組みが子どもにもわかるように作成された掲示物を寮内や食堂、自治館（職員室のある棟）等に掲示し周知を図っている。 また、要望や苦情のための意見箱を自治館に設置している。 今後は、意見箱の設置場所の工夫、相談スペースを確保するなどして子どもたちが相談しやすい環境を整備することが期待される。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。 「福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」に沿って適切に対応し、サービスの質や信頼性の向上を図るために役立てている。 寮内で解決できることは寮会議で子どもたちと話し合っ解決するようにしている。 対応マニュアルについては、苦情解決委員会で年1回定期的な見直しをしている。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。 「福祉サービス事故防止対策規程」により「福祉サービス事故防止対策委員会」を設置するなどの体制を整備するとともに、この委員会を毎月開催し安全確保等に関して協議している。 また、施設の「リスクマネジメント委員会」でヒヤリハットの分析を年2回実施し、法人本部に報告して組織的に対応している。 今後は、事故発生時の対応と安全確保についてのマニュアル等を策定し、職員に周知することが期待される。		

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。 「食中毒および感染症対応マニュアル」を策定し職員に周知するとともに、年1回食中毒に関する訓練を実施している。 インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行期には、保健衛生委員会が職員会議で職員に助言するような体制にして万全を図っている。 今後は、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催することが期待される。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。 「災害時対応マニュアル」に沿って対応しており、緊急時の職員連絡網も整備されている。自家発電機等を整備しており、備蓄リストは栄養士が中心となって作成管理している。 安否確認については、小中学生はスクールバスでの登下校をしており、高校生は携帯電話を所持している事で、寮長が確認し施設長が集約する仕組みになっている。また、単独行動している場合はテレホンカードを所持させたり、友人の電話を借りて連絡することにしている。 今後は、安否確認の方法等を明文化して職員に周知徹底することが期待される。	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。 「業務支援マニュアル」に職員の標準的な勤務動作や生活支援マニュアル等が文書化され、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。 「業務支援マニュアル」にもとづいて実施されているかどうかについては、毎日の職員の引継ぎ・打合せ、毎月の寮会議で確認している。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。 養育・支援の標準的な実施方法については、職員会議で年3回協議し年度初めに改定している。 改定された内容は、必要に応じて自立支援計画に反映している。 実施方法の見直しにあたっては、職員からの提案や「もっと・ホットアンケート」による子どもたちの意見を反映できるような仕組みになっている。	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。 自立支援計画は担当の児童指導員が作成し基幹的職員の確認、施設長の承認を経て決定されるプロセスがマニュアル化されている。 アセスメントについても施設独自のアセスメント表を作成するなどアセスメント手法が確立されている。 また、児童相談所と市職員との合同のケース支援会議を年1回開催して支援困難ケースに対応している。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。 自立支援計画については、「福祉支援計画書」と「業務支援マニュアル」に評価・見直しすることが明文化され、PDCAサイクルが確立されている。 具体的には「スマイルカード」と毎月の支援会議で支援目標の達成度を確認し、子どもの意向も把握できる仕組みになっており、10月と2月に目標の評価と見直しを行っている。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。 養育・支援の実施状況の記録はパソコンソフトを使用し、適正に作成されている。 記録内容に関しては、差異が生じないように基幹的職員等が記録を確認する時に必要に応じて助言している。 記録はパソコン内で閲覧することも可能であり、月に1回印刷もして情報共有が図られている。 職員の日々の引継ぎの際も様式を統一した書類を作成し円滑に行われている。また、会議等の記録は職員全員に回覧されている。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。 個人情報に関しては、「個人情報保護規程」に定めるほか、「福祉支援計画」「業務支援マニュアル」にその取扱いについて示されている。 記録管理の責任者は施設長となっており、職員に対してはマニュアルの見直しをする際に内容を確認することで理解を深めている。 ケース記録は鍵のかかる保管庫に保管されている。 子どもや保護者には入所時に「個人情報取扱業務概要」を使って説明し書面で同意を得ている。		

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。 毎月の職員会議で倫理綱領に基づいた話をする機会が設けられている。子どもが意見を言う機会について、寮会議があり、生活改善について話し合いを行う。その場で意見が言えない子どもは、各寮の職員室に来て話したり、職員が寮に泊まる際に聴き取りを行っている。 全国児童養護施設協議会が作成の人権擁護チェックリストを活用し、年2回チェックを実施している。チェックリストで自己評価を行い、職員同士で見解を話し合うことで、施設全体で人権擁護に対する意識を高めている。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取り組みを実施している。 子どもには児童相談所から子どもの権利や連絡先が記載された「権利ノート」が渡される。また、権利擁護についての子どもに対する学びの機会として、外部講師を招いた「CAPプログラム」を実施している。プログラムは子ども用のほか、大人用のワークショップがあり、職員のほか、認定こども園職員や里親など、地域の関係者も受講している。	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。 乳児院から措置変更された子どもの生き立ちについては、必ず児童相談所を通して情報収集を行っている。 入所中の子どもの成長は随時記録し、卒園時にCD・DVDのアルバムにして渡している。渡す時に一緒に見ながら生き立ちを振り返っている。 そのほか、行事の際には集合写真を取り掲示するほか、いつでも見られるように保管している。	
(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 就業上のルール・禁止事項について、就業規則に記載している。また、支援上の留意事項については、「業務支援マニュアル」に記載している。 第三者の意見を聞く機会について、年3回「地域見守り委員会」で小中学校長等に話を聞いている。委員会には、「もっと・ホットアンケート」の結果も報告している。さらに、毎年冬休みに、法人の苦情解決の第三者委員と子どもの直接の話し合いの場を設けている。 CAPの学習はCAPあきたと連携して年1回行っている。	

(5) 支援の継続性とアフターケア	
① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
子どものこれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。 家庭から入所する子どもは児童相談所の心理判定員が頻繁に施設を訪問し、施設の心理担当職員と協働して子どもが施設になじめるよう支援している。措置変更される子どもには入所前に見学してもらうほか、お試し宿泊を実施している。入所後半年程度をめどに前施設の職員が定期的に訪問し、現施設の職員とともに子どもに寄り添い、交流を続けながら、施設になじめるよう支援している。 分離体験を経験した子どもへの配慮については、児童相談所と常に連携しながら進め、親が虐待を認めてから子どもとの再統合に向けた手続きを行うこととしている。	
② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。 社会生活のスキルを身につけるため、進路相談を契機に公共交通機関の利用体験を行うなど、退所後を想定した体験学習を行っている。 施設にはアフターケアの責任者がおり、各職員の支援状況や外部からの情報を集約している。 中高生が退所後の目標を定め、自分になりたいものに向かって進めるように情報提供するなどして支援している。	

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。 周りの人に話を聞かれない子どもに対して、寮の職員室で話を聞くようにしている。 職員は子どもの意見を否定せず、子どもが理解できるような言葉を選びながら、理由を丁寧に説明している。子どもの様子を見ながら複数回に分けて説明するなど工夫して子どもの課題に向き合い、子どもが自主的に取り組めるように導いている。 児童自治会で学期ごとの振り返りをして評価し、「がんばり賞」を設け表彰している。	

② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を営むことを通してなされるよう養育・支援している。 寮会議にて意見や要望などを聴取し、ルールを決めて生活しやすいように話し合いをしている。 基本的なルールやマナーを習得するために、職員が子どもに体験してほしいことなどを行事やイベントで取り上げ、体験できるように支援している。 職員は宿直の際、同じ空間で寝ていて子どもたちに安心感を与えている。	
③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。 職員は子どもの話を傾聴し、出来る限り本人が主体的に取り組むように見守り、自己決定させているが、要望を聴くことができない場合は、本人と話し合いをして答えを見つけられるように考えるきっかけをアドバイスし支援している。 また、部活動も子どもの意思を尊重し、希望する部活動への取り組みを職員は送迎を行うなどして支援している。	
④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。 学びについては、職員が公文式の学習指導員資格を所持しており、学びのレベルに応じた学習指導を行っている。元学習塾講師の学習指導やオンライン学習を活用することで、学習の不足分や苦手部分の克服を図るなど、必要に応じて学習機会を提供している。 遊びの場については、施設の前には走り回れる庭があり、子どもは園庭でバトミントンやバスケ、野球など、やりたいことを決めて遊んでいる。遊びの玩具や本などが多数あり、選択肢が多い。	
⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
生活のいとなみを通して基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 寮生活について、生活しやすいように、寮会議で意見や要望などを聴取し最低限のルールを決めている。基本的なルール・マナーの習得など生活しやすくするための知識やスキルを身につけるための支援をしている。 各寮にパソコンが設置されており、情報リテラシーに関する指導をしている。	

(2) 食生活		
①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。 家庭的な雰囲気の中で楽しみながら食事できるよう、基本的に施設で調理したものを寮に運んで会話しながら摂るようにしている。栄養士が作った献立に基づき、朝食は食材が届けられ職員が作り、昼と夜は調理されたものが寮へ届き温めて食べる。子供たちは配膳等をお手伝いをする。 食事については目標やねらい、調理や配膳等の留意事項を話し合っている。施設では毎日「給食日誌」をつけ、提供メニューの記録のほか、子どもが食べた感想等を記入している。 また、月1回、各寮で子どもが企画して好きなものを食べる「お楽しみ献立」の日を設けている。		
(3) 衣生活		
①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 子どもたちには、衣服購入費を支給して予算に合わせて自由に購入することができるようにしている。職員が店舗に送迎し、本人が好みのものを選んで購入している。インターネットで注文する子どももいる。 中学生にはアイロンかけを教えるなど、子どもの自主性を尊重しながら、自分のことは自分でできるように支援している。		
(4) 住生活		
①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。 寮の共有スペースは良く整理整頓されている。施設建物は年数が経過し、移転建設計画があるため、現施設は最低限の補修にとどめており、子どもにとっての危険個所がないように常に点検を行っている。 居室は自分の好みにレイアウトして、室内は本人の好きなぬいぐるみなどがおかれ、整理整頓がされている。		
(5) 健康と安全		
①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し、必要がある場合は対応しているが、十分ではない。 各寮には検温表が備えられており、一日3回各自で検温し数値を記載することで日頃から子どもの健康管理に努めている。服薬管理が必要な子どもについては、健康管理の記録で服薬について記載することで確認するとともに、職員間で情報共有を図っている。 今後は、職員が医療に関する知識やスキルの更なる向上のため、研修計画に盛り込むなど学習の機会を設けることを期待する。		

(6) 性に関する教育		
① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。		b
他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。 性に関する知識を得る機会については、「もっと・ホットアンケート」で対応すべき課題があった場合は個別に対応し、職員会議や見守り委員会で共有している。現在実施しているCAPプログラムにも権利や他人を尊重するなどの要素が含まれており、いのちの教育の一環として取り組んでいるが、今後はその延長で性に係る課題の学習に取り組まれることを期待する。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。		a
子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。 子どもの暴力や不適切な行動については、「虐待対応マニュアル」に沿って、組織的に対応している。問題解決においては、担当職員だけでなく、心理担当職員と連携して対応するなど、課題の早期解決に向け施設全体で取り組んでいる。 また、関係機関とは日ごろから連携をとれる関係を構築している。		
② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。		a
子ども間の暴力、いじめ、差別など生じないように施設全体で取り組んでいる。 職員はいじめや暴力がないよう常にアンテナをはり、月1回の職員会議等を通じて全体共有を図っている。 いじめや暴力が発生した場合は、「施設内虐待の対応マニュアル」に沿って全職員と児童相談所及び関係機関に報告し連携し対応することとしている。 個人の尊重について、児童全員に権利ノートを配布しているほか、低年齢で理解が難しい子どもに対しては、CAPのパンフレットやポスターを活用し理解促進を図っている。		
(8) 心理的ケア		
① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。		b
心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。 心理的なケアが必要な子どもに対しては、心理担当職員が時間をかけて心理的支援を行っている。朝の打ち合わせや月1回の「ケース・支援会議」にも心理担当職員が参加し子どもの情報を共有している。 今後は、スーパービジョンを実施できる体制を整え、更なる向上を図ることを期待する。		

(9) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。 各寮には個別の学習机があり、集中して学習できる環境が整備されている。公文式の学習担当職員がおり、中学生と高校生に対して、塾講師の訪問やオンライン学習を活用し、学習の不足分や苦手部分の克服を図るなど、必要に応じて学校以外にも学ぶことができる機会を提供している。 子どもの学力については、入所時に心理面接を行い、個々の学力を把握し、障害のある子どもに対しては、学力に合わせた支援を行っている。 忘れ物対策についてはチェックリストがあり、常にチェックできるよう備えてある。		
②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
子どもが進路の自己決定をできるように支援している。 高校生以上には自立するための参考として「ひとり暮らしハンドブック：巣立ちのための60のヒント」を渡しているほか、県内の児童養護施設合同で作成した冊子「ひとり歩きをするあなたに」を渡し、進路選択についての情報を提供するなど、自己実現に向けた支援を行っている。		
③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 社会経験の一環として、高校生には可能な範囲でアルバイトを経験するように促している。中高生の職業体験として学校で3日間のインターンシップ事業を行っており、希望する子どもに体験させている。		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。 家庭支援専門相談員が中心となり、児童相談所や学校等の関係機関と協力して家族との信頼関係づくりに努めている。施設内に家族交流棟があり、個別の状況に応じて面会や外出と合わせて宿泊を行うことができ、家族との信頼関係の構築を図っている。		

(1 1) 親子関係の再構築支援		
① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。		a
親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 家庭支援専門相談員が中心となり、児童相談所や学校等の関係機関と協力して親子関係の再構築に向けた取組を支援している。 親子再統合のため、交流後に親と子どもの双方で振り返りシートを作成している。親は児童相談所で、子どもは施設で作成し、双方の結果を児童相談所と施設で共有している。振り返りシートの結果は、今後の関係づくりに活用している。		